

5月25日現在

## 本学における新型コロナウイルス感染症対策 Q&A

### 1 体調管理について

Q1 体調管理は何をすればよいのですか？

A 毎日の体温、熱感（平熱、微熱、高熱）倦怠感の有無、咳の有無、嗅覚異常の有無等を記録することです。

Q2 毎日、記録する必要があるのですか？

A 今回の新型コロナウイルス感染症の一つとして、急激に症状が悪化することが挙げられています。そのためにも毎日の体調管理が必要です。

Q3 なぜ、報告しなければならないのですか？

A 本学構成員から感染者を一人も出さない、そして感染拡大をさせないという考えのもと、全ての構成員の体調管理を行い、万が一の場合、大学として速やかな対応と措置を行うためです。

Q4 いつまで実施するのですか。

A 終了時期は、当面、前期（9月）までとしています。但し、感染の拡大状況により変更することがあります。

Q5 報告は毎日行うべきですか。どこに報告すれば良いですか？

A 下記の管理者へ毎日報告してください。

課外活動に属さない学生→ゼミ・クラス担任、大学院指導教員

課外活動に所属する学生→顧問教員

教員→系主任等

事務系職員→課長等

Q6 誰が、どこで、発熱したか等の情報は教えてもらえないのですか？

A 新型コロナウイルス感染症に関して、風評被害、いじめ等につながる事例が散見されており、感染症ではない発熱等の情報についても極めて慎重に扱うべき個人情報です。したがって個人の特定につながる情報はお教えすることはできません。なお、関係者には最低限必要な情報を共有しております。

Q7 発熱した場合はどこに相談すればよいですか？

A 発熱した場合は、本学ホームページにも掲載しておりますように、「新型コロナウイルス感染症対策について」（2020年5月15日現在、保健管理センター発出）のフローに従って対応してください。また、その他心配、不安のある場合は、ゼミ・クラス担任、顧問教員、大学院指導教員等、保健管理センター又は学生課にメール等で相談してください。

Q8 報告すべき管理者が複数にわたる場合は、それぞれに報告するのですか？

A 原則、1人に対して行ってください。例えば、課外活動を行っている学生の場合は顧問教員に報告してください。（別添「鹿屋体育大学が目指す新型コロナウイルス感染症対策の基本体制（4月16日：教授会資料）」参照）

Q9 管理者は週1回報告することとあるが、何曜日に行えばよいですか。

A 管理者は、原則毎週金曜日の午前中に、体調管理連絡先（学生の方は学生課スポーツ支援係、教職員の分については総務課職員係）に報告してください。（別添1「鹿屋体育大学が目指す新型コロナウイルス感染症対策の基本体制（4月16日：教授会資料）」参照）

Q10 管理者は何を報告すれば良いのですか。

A 体調管理を確実に実施したことを報告してください。特に異常がない場合は、記録したデータを報告する必要はありません。

Q11 管理者が個々の体調まで管理するのですか。

A 構成員各々が毎日体調管理を行い、感染防止に努めることが必要です。管理者は、構成員が確実に体調管理を実施しているかを確認してください。なお、体調の変化がみられる場合は、Q7の「発熱した場合の対応」に沿って個別に対応していただくこととなります。

Q12 管理者を通さなくても直接連絡先に集めた方が良いのではないですか。

A 本学としての全体把握を組織的に行うものです。構成員全ての情報が集中すると担当は対応できません。各管理者において情報をまとめていただき報告いただくようお願いいたします。

## 2 移動について

### Q1 生活圏内とはどこまでの範囲ですか？

A 原則として自宅（アパート、学生寮）と本学、生活必需品を購入するためのスーパーマーケット、近隣で行うアルバイト先などが生活圏内と考えられます。また、近所であっても日常生活の維持に必要ななく3密の状況になるような場所に行くことは極力避ける必要があります。

### Q2 「特別な理由」もなく県外への移動は自粛ということですが、「特別な理由」とは、どのような理由ですか？

A 就職活動や実家等での親族の介護などが考えられます。その場合も緊急事態宣言が出されていることを踏まえ、可能な限り自粛していただきますようお願いいたします。個別の判断については、学生については学生課、教職員については総務課にお問い合わせください。

### Q3 緊急事態宣言が発令されている都道府県とそうでない県に行った場合も帰ってからの対応は同じですか？

A 5月14日付けの鹿児島県からの通知を受け、特別な理由がない限り、県外への移動、県外からの人の受け入れを禁止しています。緊急事態宣言が発令されている都道府県も、そうでない県に行った場合も、原則として帰ってきた日から2週間の自宅待機となります。その間は、体調のほか、前後の行動の記録をとるなどしてください。なお、体調の変化がみられる場合は、自宅待機するとともに、前項Q7「発熱した場合はどこに相談すればよいですか？」に沿って対応していただくこととします。

### Q4 飛行機や新幹線の乗り換えなど、特定警戒都道府県に少しでも入れば2週間待機の対象となるのですか。

A 感染のリスクがゼロではないことや周辺の不安などを考えると、2週間待機の対象となりますが、行動記録等と体調により、個別に判断することになります。